

国指定史跡

比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡

史跡杉山城跡保存活用計画

(案)



2026

嵐山町教育委員会

序 文

地元の皆様により大切に保存管理されてきた杉山城跡は、小規模ながら完成度の高い縄張り、城跡全体がほぼ完全な形で保存されていることなどから、昭和 21（1946）年に埼玉県史跡に、平成 20（2008）年には比企地域の中世城館跡を代表する菅谷館跡・松山城跡・小倉城跡とともに国指定史跡「比企城館跡群」のひとつとして指定されました。

その後、知名度の高まりとともに全国からたいへん多くの皆様が訪れるようになり、史跡を取り巻く環境の変化に伴い保存・活用が喫緊の課題となっております。このため、史跡の管理者である嵐山町教育委員会は、その将来的な保存・活用に係る基本的な方針を明確にするため、保存活用計画を策定することといたしました。

この計画をもとに、杉山城跡を将来にわたり保存し後世に継承していくとともに、活用を通じて広く多くの方々に訪れていただけるようその価値を広く発信してまいりたいと思います。

本計画の策定にあたり、御指導・御協力を賜りました、杉山城跡史跡整備検討委員会委員の方々ならびに文化庁、埼玉県教育委員会、比企地区文化財振興協議会等、関係の皆様に対し厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月 3 1 日

嵐山町教育委員会
教育長 下村 治

例 言

- 1 本書は、埼玉県比企郡嵐山町に所在する史跡比企城館跡群杉山城跡保存活用計画である。
- 2 本計画の作成は、平成 29 年度（2017 年度）より令和 7 年度（2025 年度）の 9 カ年にわたり実施した。
- 3 本書の執筆・編集は、嵐山町教育委員会がおこなった。
- 4 本計画策定には、文化庁及び埼玉県教育委員会の指導及び助言を受けた。
- 5 杉山城跡史跡整備検討委員会の構成及び設置要綱は、「第 1 章第 4 節 委員会の設置」に記載した。

目 次

●序文	1
●例言	1
●目次	2
第1節 計画策定の沿革と目的	
第1節 計画策定の沿革	4
第2節 計画の目的	5
第3節 計画の対象範囲	6
第4節 委員会の設置と経緯	7
第5節 関連諸計画との関係について	9
第2章 史跡指定等の概要	
第1節 史跡指定に至る経緯	13
第2節 指定地の状況	14
第3節 史跡をとりまく環境	20
第4節 史跡に関わる調査成果	38
第3章 史跡の本質的価値	
第1節 史跡の本質的価値の明示	54
第2節 史跡に関わる構成要素	55
第4章 史跡をめぐる現状と課題	
第1節 保存に関わる現状と課題	58
第2節 活用に関わる現状と課題	63
第3節 整備に関わる現状と課題	70
第4節 運営及び体制整備に関わる現状と課題	72
第5章 大綱・基本方針	
第1節 基本理念（望ましい将来像）	73
第2節 基本方針	73
第6章 史跡の保存管理	
第1節 保存管理の方向性	75
第2節 保存管理の区域と方法	75
第3節 現状変更の取扱い基準	86
第4節 植生管理について	91
第5節 埋蔵文化財包蔵地の取扱い	93
第6節 史跡の公有地化と追加指定	94
第7節 防災計画	94

第7章 調査研究	
第1節 調査研究の課題・方向性・方法	98
第8章 史跡の活用	
第1節 活用の方向性	99
第2節 活用の具体的な方法	99
第9章 史跡の整備	
第1節 整備の方向性	106
第2節 史跡全体の整備方針	106
第3節 区域ごとの整備方針	107
第4節 史跡内の動線計画	117
第10章 運営と体制整備	
第1節 運営と体制整備の方向性	125
第2節 運営と体制整備の方法	125
第11章 実施計画	
第1節 各施策の実施計画	127
第2節 経過観察	128
巻末資料	
●引用・参考文献、ホームページ	130
●文化財保護に係る関係法令・連携事業	133



杉山城跡に自生するヤマユリ

第1章 計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

杉山城跡は、埼玉県比企郡嵐山町大字杉山地内に位置し、昭和21(1946)年に県指定を受けた史跡である。同史跡は地元住民の理解の下に保護されてきたが、史跡の恒久的な保存と整備・活用を図るため、平成3(1991)年度に『埼玉県指定史跡 杉山城跡保存管理計画』が策定された。この保存管理計画に基づき保存整備計画策定の必要性が説かれたが、竹林等自然環境の変化により史跡の保存に悪影響を及ぼす状況になったため、平成13(2001)年度から大規模な環境整備を実施した。

このような状況下で、平成14(2002)年に当町を含む比企地区に所在する中世遺跡の学術的な評価を行うとともに、将来的な保存・活用策を調査・検討することを目的として「比企中世遺跡検討委員会」が設置された。同委員会において杉山城跡の考古学的な調査の必要性が求められ、同年度から平成18(2006)年度にかけて発掘調査が実施され、史跡の概要及び年代観が明らかとなった。

これらの調査結果と環境整備の進展から、杉山城跡は、中世考古学・文献史学・城館跡研究と幅広い学術的分野において貴重な史跡として、平成20(2008)年に菅谷館跡(嵐山町)、松山城跡(吉見町)、小倉城跡(ときがわ町)とともに「比企城館跡群」として国史跡に指定された。

国史跡への指定を受け、平成21(2009)年度、改めて史跡の価値や構成要素を明らかにし、その保存と活用を図るための基本方針や管理方法、現状変更の取扱いの基準を定めることを目的として『比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡 杉山城跡保存管理計画書』を刊行し、今後の保存管理の方向性や将来構想を示した。

この保存管理計画に基づき、平成25(2013)年度より国庫補助事業として史跡の公有地化を進め、現在までに87.6%が公有地化された。平成27(2015)年度改定の「嵐山町総合振興計画」では、主要施策に「杉山城跡の整備活用」を掲げ、地域資源としての整備が位置付けられ、令和2(2020)年度には管理団体が埼玉県から嵐山町に指定変更され、現在に至っている。

本計画は、保存管理計画書に示した基本的な考え方を踏まえ、将来的な史跡と周辺環境や景観の保存・活用の具体的な方策を検討し、積極的な利活用を図るための指針として策定するものである。

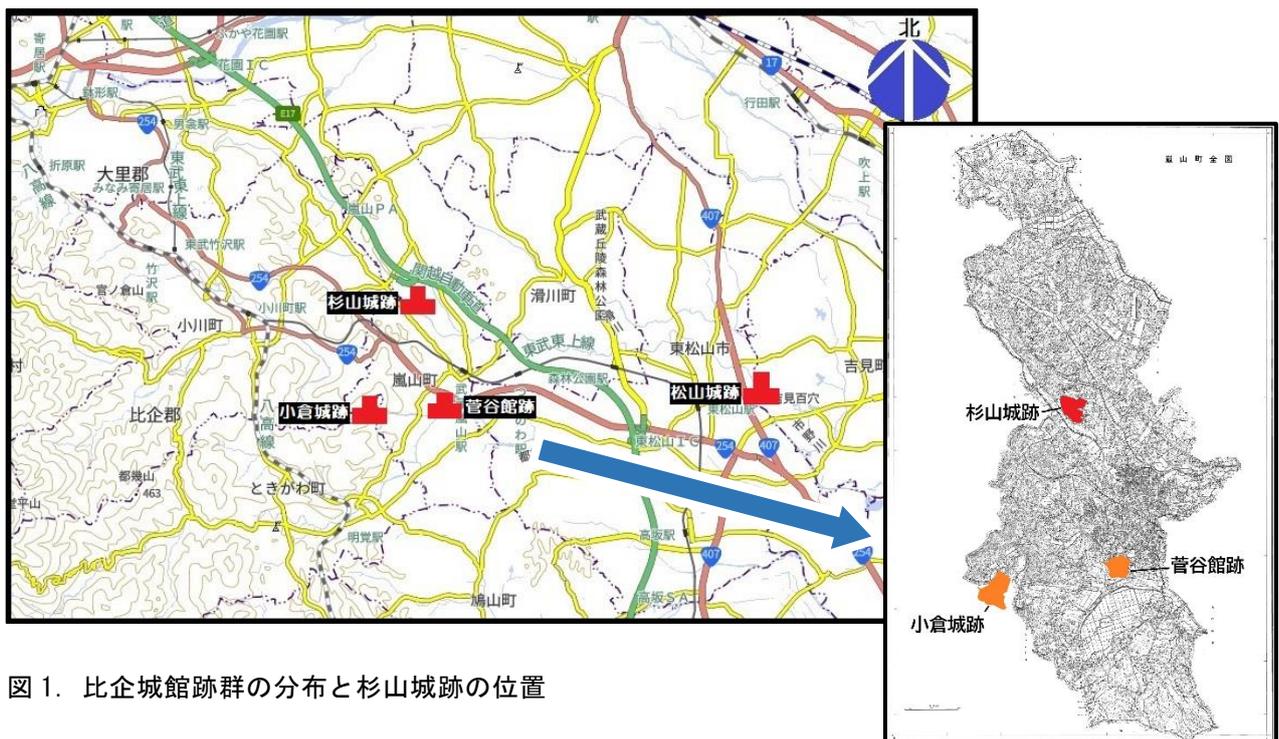


図1. 比企城館跡群の分布と杉山城跡の位置

第2節 計画の目的

平成 20(2008)年の国史跡指定から 10 年以上が経過し、史跡の公有化の進展に伴い、史跡の確実な保存と町の歴史・文化環境にふさわしい整備や活用に向けた方針と事業計画を定める必要がある。このことから、史跡を適切に保存・活用して次世代へと確実に伝達していくことを目的として策定するものである。

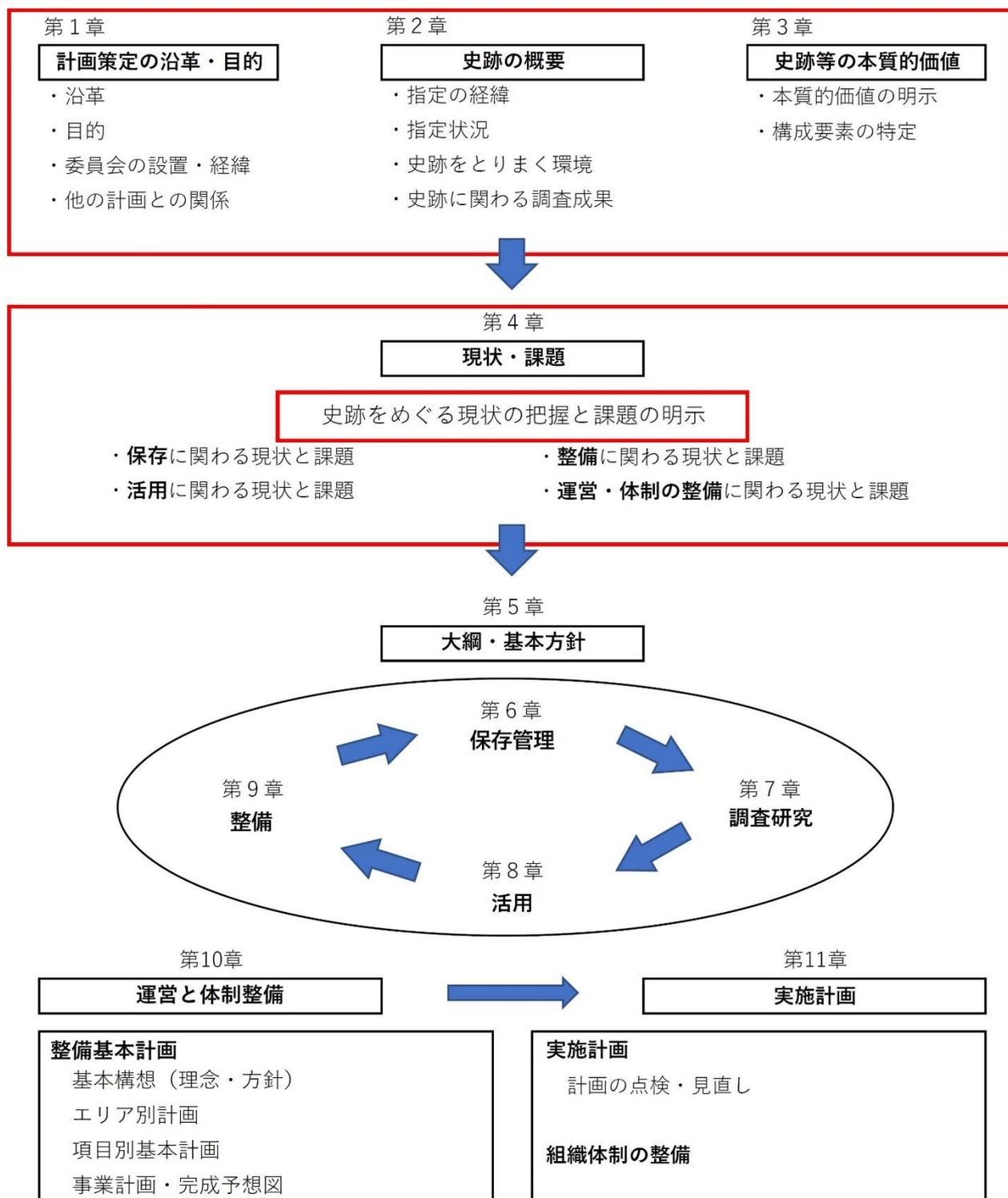


図2. 保存活用計画の構成

第3節 計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は、国指定史跡 比企城館跡群 杉山城跡の指定範囲とするが、周辺地域の関連する文化財や景観と一体的に保存活用を図っていくため、史跡の構成要素を整理するとともに、周辺の文化財についても言及する。

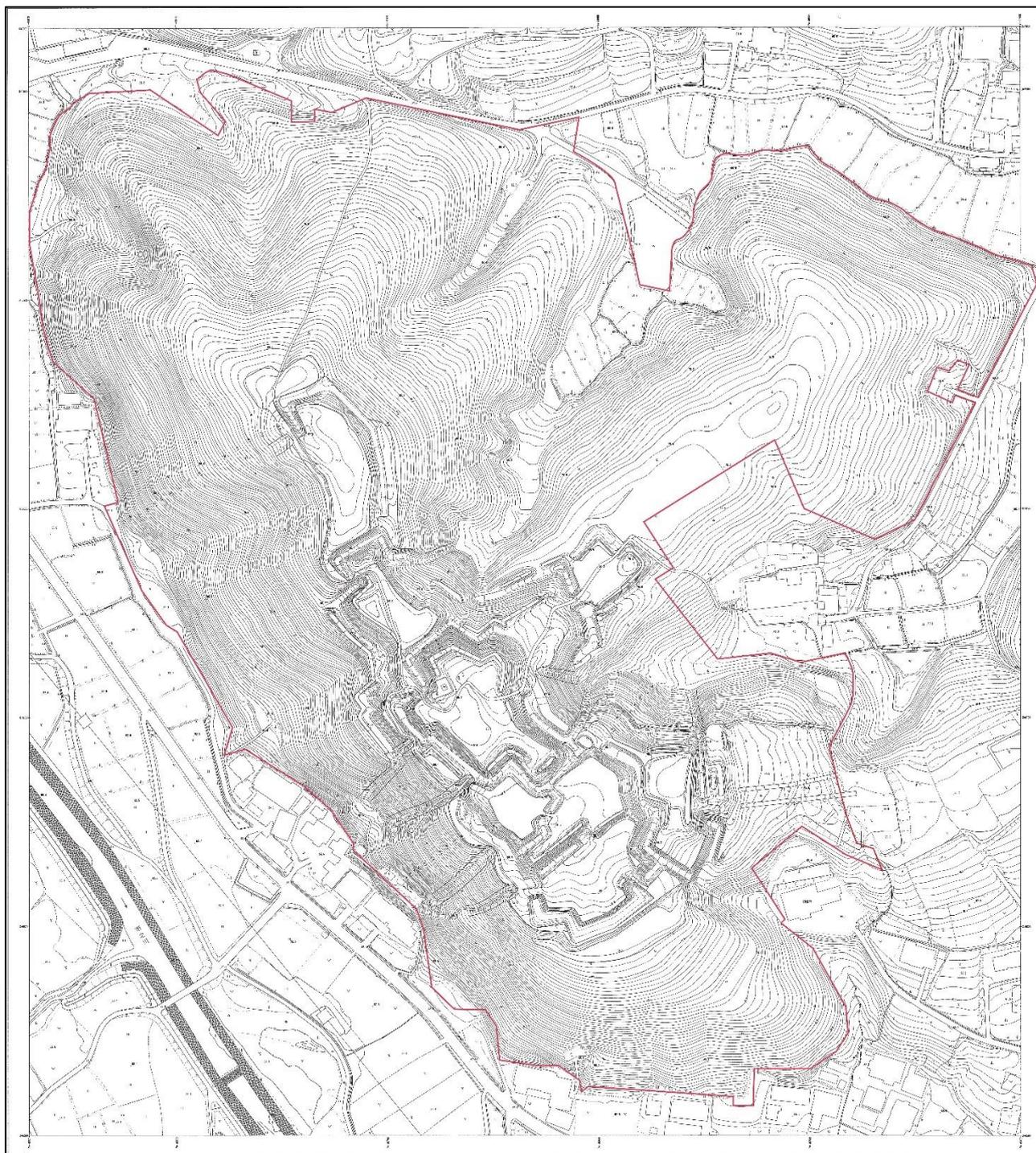


図3. 計画の対象とする範囲

第4節 委員会の設置と経緯

(1) 委員会の設置

国指定史跡杉山城跡の保存、整備、活用及び管理について検討するため、平成29(2017)年度、学識経験者、地域の代表者等から成る「杉山城跡史跡整備検討委員会」を設置した。検討会議を開催し、各委員から専門的な意見や助言を受けて保存活用計画を策定することとした。設置の要綱と構成員、委員会の開催状況は以下のとおりである。

◆ 委員会の構成

	氏名	所属	備考
委員長	浅野 晴樹	元埼玉県立嵐山史跡の博物館学芸員	考古学
副委員長	齋藤 慎一	江戸東京たてももの園学芸員	文献史学
委員	奥平 文雄	嵐山町文化財保護審議会会長	所在地有識者
委員	諏訪間 順	小田原城天守閣館長	小田原城博物館
委員	竹井 英文	東北学院大学文学部教授	文献史学
委員	野中 仁	埼玉県立嵐山史跡の博物館長	比企城館跡群4城関係

◆ オブザーバー

文化庁

埼玉県教育局 文化財・博物館課

◆ 町行政関係職員

担当課	役割
副町長	行政・嵐山町
地域支援課	行政・防災、自治会
まちづくり整備課	行政・都市計画
企業支援課	行政・商工観光
農政課	行政・林地、農地
教育委員会 教育総務課	教育・学校

◆ 事務局 嵐山町教育委員会生涯学習課

(2) 計画策定の経過

表1. 委員会の開催状況

開催日	主な議題	内容
第1回 平成30年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 現状について 今後の方針について 発掘調査予定について 	委員会の主旨・開催予定の検討、調査計画の確認及び現地視察
第2回 平成30年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> 整備の課題、基本理念、テーマと基本方針、土地利用計画 	整備、公開活用、体制に関する課題、基本理念、テーマと基本方針（保存活用事業の基本計画）、土地利用計画の検討

第3回 平成31年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題整理 ・整備の基本理念、基本方針、整備基本計画（案） 	年次計画、保存・整備・活用・体制等の課題整理、整備の基本理念、基本方針、整備基本計画（案）の検討
第4回 令和元年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察 ・基本構想・方針 ・現状の課題整理 	史跡及び周辺における案内看板等の確認、基本構想・方針の確認、現状の課題整理の確認
第5回 令和元年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画 	整備基本計画の検討
第6回 令和5年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画 ・現地視察 	保存活用計画の検討
第7回 令和6年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画 ・現地視察 	保存活用計画の検討
第8回 令和6年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画 	保存活用計画の検討
第9回 令和6年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用計画 	保存活用計画、最終スケジュールの確認



図4. 杉山城跡史跡整備検討委員会の会議風景（上段）及び現地視察の様子（下段）

第5節 関連諸計画との関係について

(1) 計画の位置付け

埼玉県総合計画、教育基本計画及び文化財保存活用大綱を基本とし、町の最上位計画である「第6次嵐山町総合振興計画」、「嵐山町教育振興基本計画」及び関連計画である「嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略」において、国指定史跡杉山城跡の保存・活用が位置付けられている。それらに基づき策定した『杉山城跡保存管理計画書』を先行計画として、これらに則ったうえで本計画を策定する。

本計画策定においては、直近で史跡整備を視野に入れているため、活用・整備部分については整備基本計画を念頭に置いた内容とする。本計画に沿って順次「基本設計」、「実施設計」、「整備工事」を進めていくこととする。

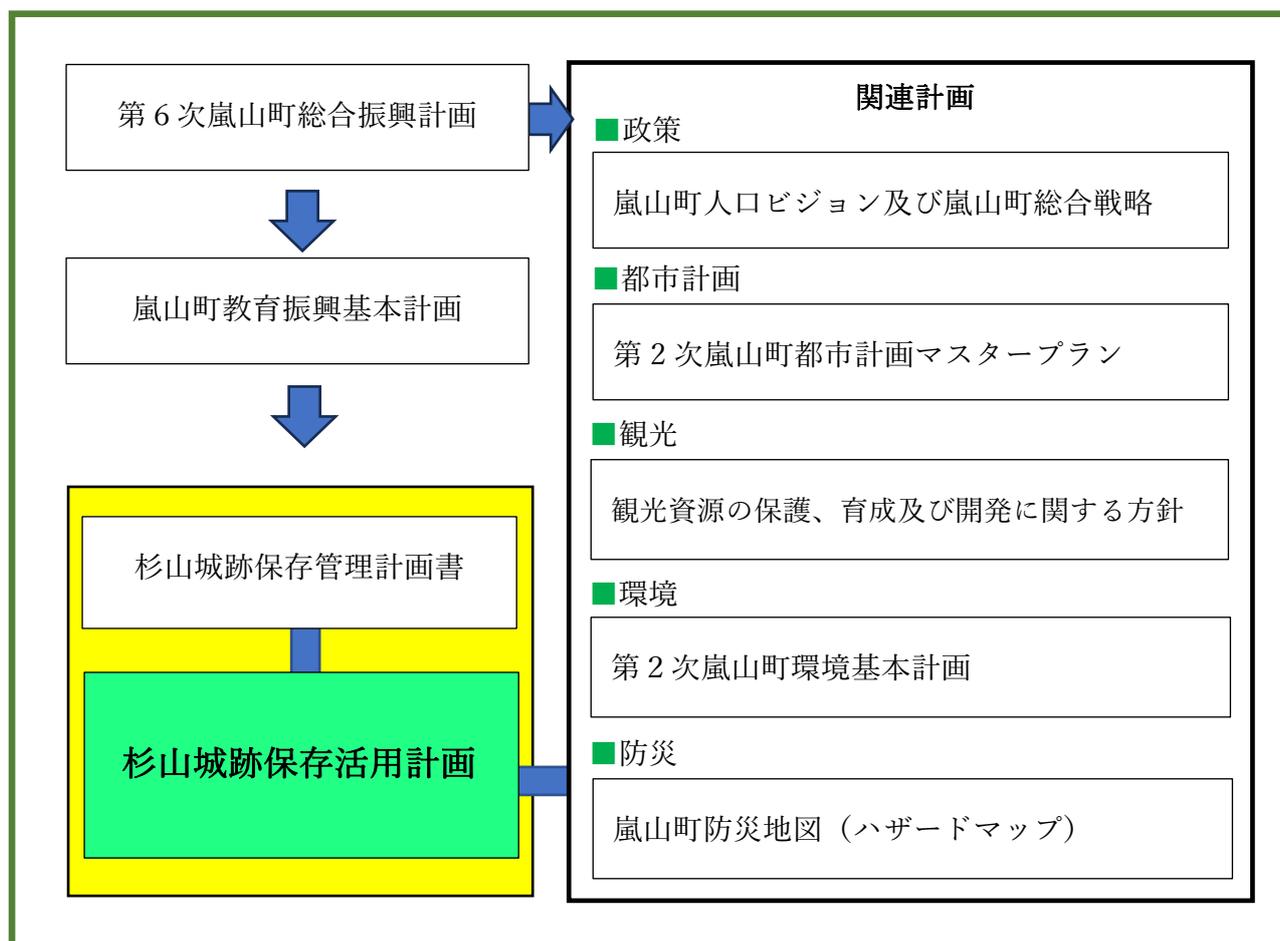


図5. 上位計画・関連計画との関係

表 2. 上位・関連計画等

	名称	分野	策定
①	第 6 次嵐山総合振興計画	総合計画	令和 3 (2021) 年度策定
②	嵐山町教育振興基本計画	教育	令和 2 (2020) 年度策定
③	杉山城跡保存管理計画書	文化財	平成 21 (2009) 年度策定
④	嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略	政策	平成 30 (2018) 年度策定
⑤	第 2 次嵐山町都市計画マスタープラン	都市計画	令和 3 (2021) 年度策定
⑥	観光資源の保護、育成及び開発に関する方針 ・槻川まるごと再生プロジェクト 嵐山区間事業	観光	平成 25 (2013) 年度実施
⑦	第 2 次嵐山町環境基本計画・嵐山町地球温暖化対策 実行計画	環境	令和 6 (2024) 年度策定
⑧	嵐山町地域防災計画	防災	令和 3 (2021) 年度策定

①第 6 次嵐山総合振興計画（令和 3～12 年度） 上位計画

第 4 章 基本施策のうち、第 2 節「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」において、「3. 社会教育・文化・スポーツ活動」の中で、現状と課題として杉山城跡の国指定史跡への指定、平成 29 年の「続日本 100 名城」の選定、本計画の策定を進め保存・活用を進めて行くことを述べ、基本的な方針として「町の文化財の適切な保存、管理に努め、ホームページ等様々な媒体を活用し、広く周知して町民の歴史文化への関心を高めるとともに、地域への愛着や文化財保護意識の高揚を図ります。」と位置付けている。また目指す指標として、杉山城跡の公有化を現状値 87.6%から令和 12 年度の目標値 100%を掲げ「杉山城跡について、引き続きすべての土地の公有化を図っていくとともに、「杉山城跡整備基本構想及び整備基本計画」を策定し、保存・活用のための整備を推進します。」と述べている。

②嵐山町教育振興基本計画（令和 2～6 年度） 上位計画

教育基本計画とは、教育基本法に基づき地方公共団体が策定するもので、教育振興のための施策に関する基本的な計画である。教育総合会議において策定する「教育大綱」はこの計画の基本方針として位置付けられる。嵐山町教育振興基本計画では、文化財保護に係る事業を「2 教育の現状と課題」、「(6)生涯学習について(人権・社会教育・スポーツ・文化)」、⑤文化の振興において「全国に誇れる文化財、史跡があり、その存在や価値について子供から大人まで知り、親しみや誇りが持てる取組を積極的に進める一方、まだまだ認知されていない状況もあります。」とした上で、「基本施策 III-⑦地域を学び、まちを支える人づくりの推進」において目標を「豊かな自然や先人たちが築いた歴史を知り、地域の持っている魅力、課題や将来展望を学ぶことに

より、まちに愛着や誇りを持ち、将来地域に貢献する志の高い人材の育成を進めます。」と位置づけ、具体的事業として「文化財保護事業・町内遺跡発掘調査事業・歴史探訪ウォーク」を定めている。

③杉山城跡保存管理計画書（平成 22 年度～） 上位計画

平成 22(2010)年 3 月に、『比企城館跡群 菅谷館跡 松山城跡 杉山城跡 小倉城跡』を構成する杉山城跡について、史跡の構成要素など本質的価値を明らかにし、その保存と活用を図るための基本方針や管理方法、現状変更の取扱いの基準を定めることを目的として策定された。

④第 2 期嵐山町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 3～7 年度） 関連計画

《基本目標》

- 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする（安心して、いきいきと働けるまち）
- 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる（地域資源を活かした魅力あるまち）
- 3 安心して結婚・出産・子育てができる社会をつくる（親子の笑顔があふれるまち）
- 4 住みよい環境をつくる（人が集い、魅力的な暮らしを営むまち）

基本目標 2 において、主な施策として次の 3 つを掲げている。

- 1) 積極的な情報発信による知名度の向上
- 2) 駅前を拠点とした新たな賑わいの創出
- 3) 観光×農業による地域資源の魅力創出

数値目標			
入込み観光客数の増加	令和元年度 (2019)	⇒	令和 7 年度 (2025)
	436, 163 人/年		480, 000 人/年

施策に対する指標（重要業績評価指数：KPI）			
杉山城跡の来客者数	令和元年度 (2019)	⇒	令和 7 年度 (2025)
	約 11, 300 人/年		12, 000 人/年

⑤第 2 次嵐山町都市計画マスタープラン（令和 3～22 年度） 関連計画

このプランにおいて杉山城跡を含むエリアは「山林・その他自然地」に位置づけられ、「水と緑の環境方針」では自然保全地域のうち「健康・交流地点」として定め、「貴重な地域資源を次世代に継承しつつ、地域の活性化に寄与できる環境整備を図ります。」といった基本的な考え方を、自然豊かな緑の保全に関する基本方針として「国指定史跡である杉山城跡は、埼玉県立自然環境保全地域として保全するとともに観光資源としての活用を図ります。」と示している。また、北部地域方針の中では「自然環境や国指定史跡の保全、史跡を学ぶ場、観光資源としての活用」を示している。

⑥観光資源の保護、育成及び開発に関する方針（平成 25 年度～） 関連計画

・槻川まるごと再生プロジェクト 嵐山区間事業

テーマ：「武蔵嵐山」再発見 自然が満喫できるまち

嵐山町名発祥の地であり、嵐山町の代表的な観光・レクリエーション振興地域である「武蔵嵐山」について、現在の自然・景観の魅力を再発見するとともに、周辺の観光施設も発見し、これらを訪れ、巡るために何度でも訪れたいまちを目指す。

課題：槻川沿いに集中する魅力スポットや周辺に点在する国指定史跡菅谷館跡、杉山城跡などの町の観光施設のネットワーク形成、連携が望まれる。

⑦第 2 次嵐山町環境基本計画・嵐山町地域温暖化対策実行計画（令和 6～15 年度） 関連計画

第 4 章基本目標 3 「ずっと住みたい誇れるまち」の方針 2 「歴史・文化を守り育もう」において取組の概要に「嵐山町の財産である歴史・文化資源について、地域住民の協力により保存・管理に努めるとともに、活用を図ります。」と記し、「①歴史的・文化的資源の保存と活用」の中でそれぞれの役割を定めている。

⑧嵐山町地域防災計画（令和 3 年度～） 関連計画

地表震度分布図において、嵐山町全体が「関東平野北西縁断層帯」に含まれており、地震の際に揺れやすい地域であることを示している。また水害ハザードマップでは、杉山城跡の東側を流れる粕川と西側を流れる市野川のそれぞれの流域において洪水のリスクが高い地域であること、杉山城跡の南西側斜面が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に含まれることが示されている。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）末の 10 年間とする。ただし、史跡を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

表 3. 計画実施期間

年度（西暦）	嵐山町総合振興計画	嵐山町教育振興基本計画	史跡杉山城跡保存活用計画	文化財保存活用地域計画
令和 2 年度（2020） 令和 3 年度（2021）	前期	↑ ↓		策
令和 6 年度（2024） 令和 7 年度（2025）				
令和 8 年度（2026）	後期	↑ ↓	↑	時
令和 12 年度（2030） 令和 13 年度（2031）				
令和 16 年度（2034） 令和 17 年度（2035） 令和 18 年度（2036）	↑ ↓	↑ ↓	必要に応じて見直し	未
令和 22 年度（2040）				
令和 26 年度（2044）				

第2章 史跡指定等の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

杉山城跡の資料として近代以降に作成されたものでは、昭和19(1944)年杉山地区の金子慶助氏(後の七郷村教育長)による「杉山城址平面図」(図6)が挙げられる。現地の測量調査により作成されたと言われており、土塁や堀などが正確に記されている貴重な資料である。その後、昭和21(1946)年3月に杉山城址が埼玉県指定史跡に指定される(県指定総面積は147,060.89㎡で、現在の国指定総面積とは異なる。)。当時は太平洋戦争終結後間もない時期である。史跡の指定にあ

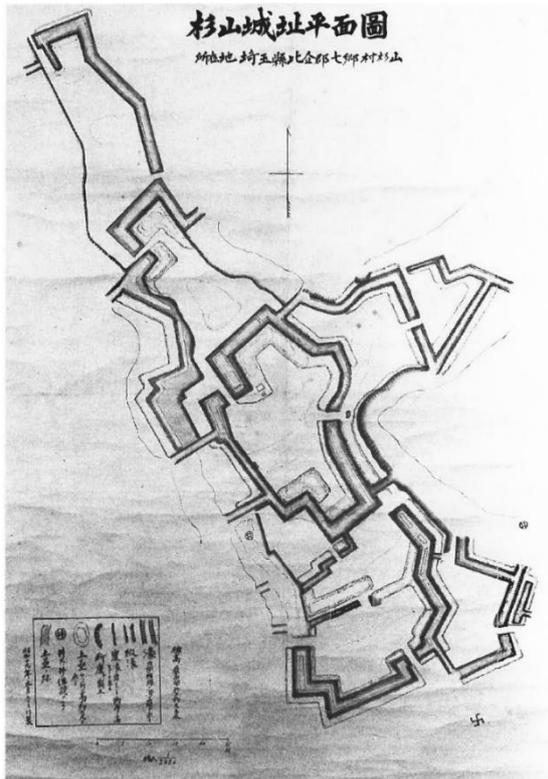


図6. 杉山城址平面図(金子,1944)

たっては、地元住民の方をはじめとする関係者の並々ならぬ努力があったことがうかがえる。杉山城址の地権者でもあり、永年保存にご尽力された初雁鳴彦氏(後の初雁)の意思を継承して、昭和28(1953)年4月には「杉山城址保存会」が結成され、県史跡への指定を記念した記念碑が同会により本郭に建立され、金子慶助氏による鳥瞰図(想像図)「埼玉県史跡 杉山城址之図」(図7)も描かれた。

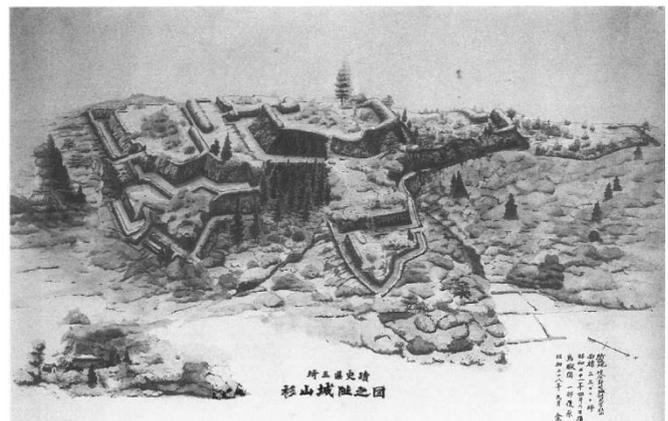


図7. 埼玉県史跡 杉山城址之図(金子,1953)

その後、杉山地区自治消防団の解散に伴いボランティアとして組織された「壮年同志会」が毎年、杉山城址の除草作業をボランティア活動として実施し、平成元(1989)年には同会により本郭に桜の苗木が植樹されるなど地元での杉山城址に対する愛着と保存活用に対する思いが強まっていた。

平成3(1991)年にこうした地元の動きを受けて、それまで詳しい調査が行われていなかった杉山城址について、県からの補助を受けて「埼玉県指定史跡 杉山城跡 保存管理計画策定委員会」が設置され、県文化財保護課の指導の下、保存管理について検討協議が行われた。平成4(1992)年1月から2月の間には試掘調査が実施され、その結果を基に同年3月「埼玉県指定史跡 杉山城跡 保存管理計画書」が町教育委員会より発行された。この計画書の中で、保存管理の方針(指定地の土地利用区分、公有地化の促進、管理体制の強化、活用の促進、調査研究活動)や当面する環境整備(説明板や標識等の設置、遊歩道整備)等が示された。

平成9(1997)年には嵐山町の町制施行30周年記念事業として「嵐山町博物誌第五巻 嵐山町の中世 戦い・祈り・人々の暮らし」が刊行され、この中で杉山城跡について、当時の時代背景や比

企地域の城館に関連した内容も含め詳しく解説され、一般に広く紹介されることでより関心が高まった。

保存管理計画に基づき、平成 14(2002)年度より杉山城跡の発掘調査が 5 年間にわたり実施され、多くの成果がもたらされた。また、平成 17(2005)年 3 月には第 1 次、第 2 次調査成果を発掘調査報告書として町教育委員会が発行し「史跡を活用した体験と学習の拠点形成事業実行委員会」によるシンポジウム「埼玉の戦国時代 検証 比企の城」が開催され、発掘成果が紹介された。このことで杉山城跡が学術的分野において貴重な史跡として再認識された。

この間の平成 16(2004)年、地元住民を中心に「杉山城跡保存会」(昭和 28 年結成の「杉山城址保存会」とは別の組織である)が結成され、壮年同志会と共に杉山城跡内の下草刈りや見学者へのガイド等のボランティア活動を行い、隣接する町立玉ノ岡中学校でも杉山城跡(通称：城山)を学校林として位置づけ、生徒たちが竹の伐採や遊歩道へのウッドチップ散布など作業体験を行い、地域の小学生が通う志賀小学校の児童も見学に訪れるなど、郷土の歴史や環境保全に関する学習の場として生かされている。なおこのボランティア活動については、杉山城跡が県自然環境保全地域であることもあり、県寄居林業事務所の森林ボランティア育成事業補助金を活用して下草刈り等の活動を実施している。

第 2 節 指定地の状況

杉山城跡は、昭和 21(1946)年 3 月に埼玉県指定史跡に指定された後、関連する 3 件の史跡と共に平成 20(2008)年 3 月に国の指定を受け、文部科学省告示第 33 号により次のとおり告示された。

(1) 指定告示

【指定名称】^{ひ きじょうかんあつぐん}比企城館跡群 ^{すがややかたあつ}菅谷館跡 ^{まつやまじょうあつ}松山城跡 ^{すぎやまじょうあつ}杉山城跡 ^{おぐらじょうあつ}小倉城跡

【史跡等の類型】国指定記念物 史跡

【指定年月日】平成 20(2008)年 3 月 28 日

【所在地】埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字中窪、上城ヶ谷戸、雁城、城山

【指定面積】454,644.64 m²(うち、杉山城跡の総面積 136,202.78 m²)

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号)史跡の部二(城跡)による。

(2) 指定説明文と範囲

【指定説明文】追加指定及び名称変更通知：19 庁財第 392 号

比企城館跡群は、戦国時代、関東覇権をめぐる山内、扇谷両上杉氏や小田原北条氏が繰り広げた抗争の中、武蔵比企地域を中心に造られた中世城館の遺跡群である。

比企地域一帯は、西は外秩父山地、中央部に比企丘陵、東松山台地があり、東部は市野川等の形成した沖積地が広がる。古代には東山道武蔵路が東方を通り、中世前半には西側を鎌倉街道上道、その後は古河越街道が通る交通の要衝であった。十五世紀以降の武蔵国では、鎌倉公方と関東管領山内上杉氏が対立し、永享の乱や結城合戦により山内上杉氏が力を強めた。両上杉氏と古河公方との長期戦となる享徳の乱を経て、両上杉氏の対立とそれに古河公

方が絡む形で長享年中の大乱が始まった。山内上杉氏は鉢形城を、扇谷上杉氏は河越城を本城として対峙し、比企地域一帯は両上杉氏の抗争の前線となり、多くの城が造られた。その後、小田原北条氏が武蔵に進出、天文六年（一五三七）に河越城が落城、天文十五年の河越夜戦において扇谷上杉氏は滅亡、谷上杉氏は上野国に敗走して小田原北条氏による北武蔵支配が確立した。

（中略）

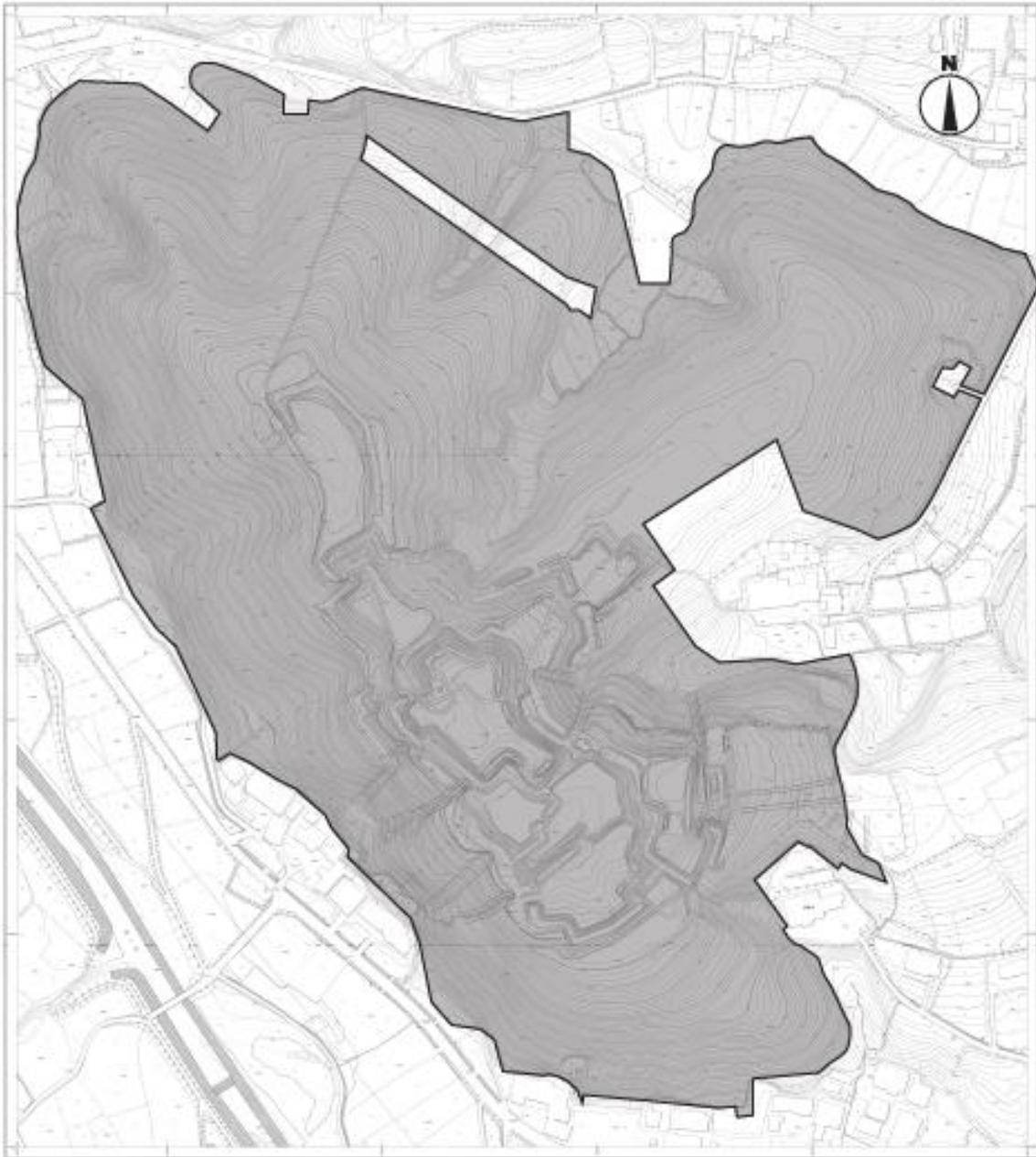
杉山城跡は、嵐山町の比企丘陵の西縁を流れる市野川を挟み、西側に鎌倉街道を見下ろす独立丘陵上に所在し、東西約四七〇メートル、南北約四九〇メートルの規模を測る。城の縄張りは、本郭を中心として北、南、東に延びる尾根沿いにそれぞれ二の郭、三の郭を設け、東南に外郭、大手虎口を構え、西側斜面には堅堀を設ける。連続する折れ、巧みな横矢掛かり、比企型虎口（出入り口に至るまでに、直角に折れて直角進行方向に対し迂回して進むよう路がつけられ、側面攻撃を意図した虎口）等、技巧的な築城技術を有することから、小田原北条氏段階の典型的な城跡と考えられていたが、平成十四～十八年度に嵐山町教育委員会が行った発掘調査では、十五世紀末から十六世紀初頭の年代観が得られた。本郭東側虎口で石列と石積を検出し、かわらけ、瀬戸美濃焼の天目茶碗、常滑焼甕、褐釉四耳壺破片等が出土した。なお、足利高基書状に見える「梶山之陣」は本城を指し、大永年間（一五二〇年代）の事柄と想定されている。

（中略）

このように、比企地域は、両上杉氏や小田原北条氏の抗争の舞台となり多数の城が造られ、関東を代表する中世城館の遺跡群が形成された。松山城跡、杉山城跡、小倉城跡は、城郭規模や築城技術等の特徴をもち、良好な状態で残存し、当時の政治・軍事の様相をよく示すことから、菅谷館跡に追加指定するとともに、名称を比企城館跡群（菅谷館跡・松山城跡・杉山城跡・小倉城跡）に変更し、保護の万全を期そうとするものである。

【範囲】

所在地	地域（番地）
嵐山町大字杉山字中窪	513 番 1、513 番 3、514 番、522 番 1
嵐山町大字杉山字上城ヶ谷戸	556 番 1、556 番 2、557 番 1、557 番 2、558 番、559 番 1、559-4、601 番 1、601 番 3
嵐山町大字杉山字雁城	602 番、614 番 1、614 番 4、614 番 8、614 番 9、614 番 10
嵐山町大字杉山字城山	615 番 1、615 番 2、616 番、617 番 1、617 番 3、617 番 4、617 番 5、617 番 6、617 番 7、617 番 8、620 番 1、620 番 2、620 番 3、624 番 1、624 番 4、624 番 3、624 番 5、625 番 1、625 番 3、625 番 8、626 番 1、626 番 2、628 番 1、628 番 2、628 番 3
道路	町道杉山 90 号線



■ 史跡指定範囲

0 100 200m

図 8. 杉山城跡の指定範囲

(3) 土地利用の状況

【土地所有の状況】

杉山城跡の国指定範囲内における土地所有状況の概要は以下のとおりである。

【公有地化年度別内訳】

所有者		面積(m ²)
公有地	町有地	119,313.00
法人所有地(宗教法人等)		1,851.00
私有地		15,038.78
合計		136,202.78

平成 25(2013)年度 3筆(50,800 m²)

平成 26(2014)年度 12筆(32,576 m²)

平成 27(2015)年度 10筆(35,912 m²)

もともとの町有地 1筆(25 m²)

※令和 3年 4月 1日現在(面積は地籍調査後の数値)

※公有地化率=公有地面積/合計面積=87.6%

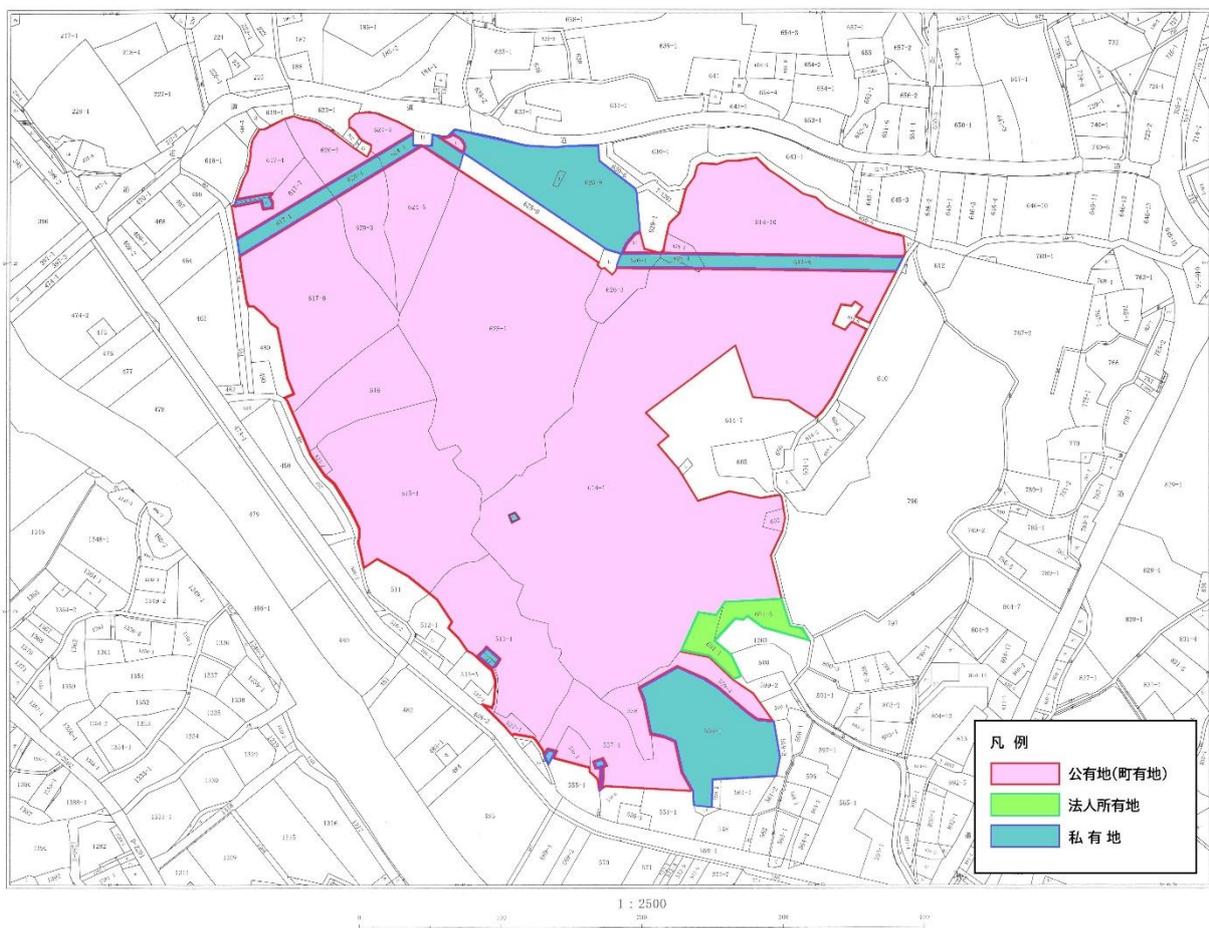


図 9. 杉山城跡の国指定範囲内における公有地化の状況

【土地の利用状況】

杉山城跡指定範囲内の土地利用状況の概要は以下のとおりである。

表 4. 杉山城跡指定範囲内の土地利用状況

地目	現況地目	面積(m ²)	割合(%)
山林	山林	1 3 3, 8 1 4. 0 0	9 8. 3
畑	原野	4 0 6. 0 0	1. 0 未満
田	山林	1, 4 8 6. 0 0	1. 0 未満
宅地	その他(祠)	8 9. 7 8	1. 0 未満
墓地	墓地	2 6 1. 0 0	1. 0 未満
道路	道路	1 6. 0 0	1. 0 未満
合 計		1 3 6, 0 7 2. 7 8	1 0 0. 0

明治9年に作成され、明治44年に改装された「大字杉山一筆限地図」（七郷村役場, 1911、図10）には、杉山地区の近代における土地利用状況が記されている。杉山城跡の範囲である各字（小字）の名称には「城」がつくことから、土地利用に城跡が大きく影響していることがわかる。まず、史跡の北西側を占める字城山は、土地境界に現在とわずかな違いはあるが、北二の郭から北三の郭にかけての遺構の形状が土地境界に反映されている状況は当初からのものであると確認できる。大部分は「山林」として利用されており、六万坂周辺は当時から樹木に覆われていたことが推測できる。史跡の北東側を占める字雁城は、大きな1筆が小字の大部分を占める点では現在と変わりがないものの、東側の民家付近と現在の中学校敷地境界付近の土地境界に違いが見られる。また、小字の東側には粕川流域の水田につながる田畑が広がっていた状況が確認できる。また字雁城の大きな1筆の中に城本体がほぼ含まれるが、土地利用の形態は「山林」であり、やはり当時から樹木に覆われていたことが推測できる。越畑地区にある越畑城跡や菅谷地区にある菅谷館跡が当時秣場（緑肥やかやぶきのためのススキを採取するための村持ちの草原環境）であったことを考えると、杉山城跡は少し様子の異なる城跡であったことがわかる。史跡の南側を占める字城ヶ谷戸についても現在とわずかな違いがある程度で、馬出郭や南三の郭の南側の遺構の形状が土地境界に反映されている状況が確認できる。なお、この和紙公図の元となった江戸後期頃の杉山村絵図については現在確認されていない。

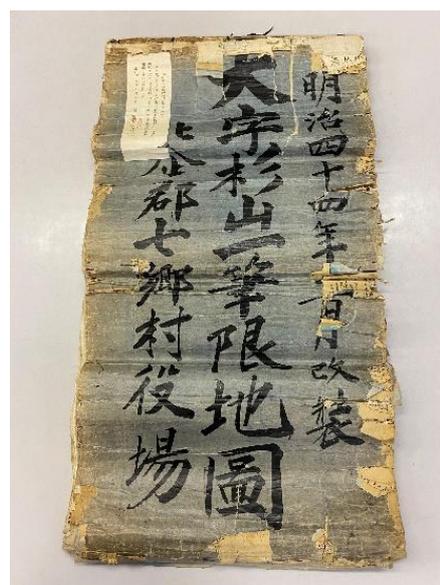


図 10-1. 大字杉山一筆限地図



図 10-2. 大字杉山一筆限地図（大字全体図、赤色で囲った部分が杉山城跡）

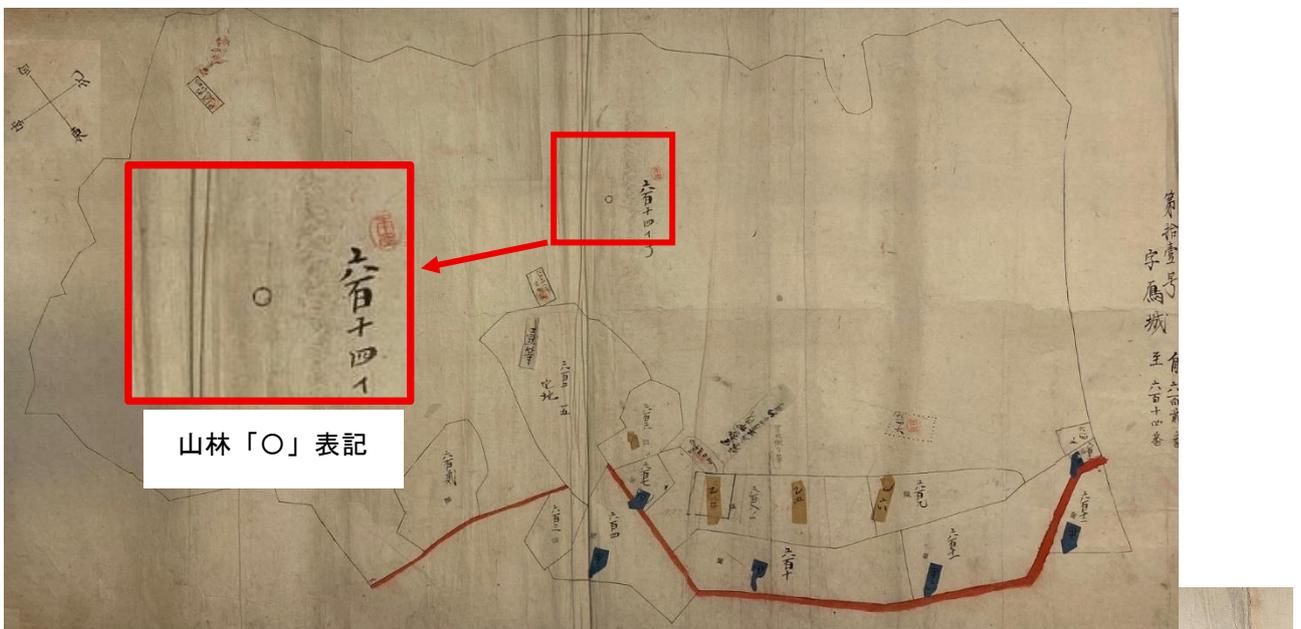
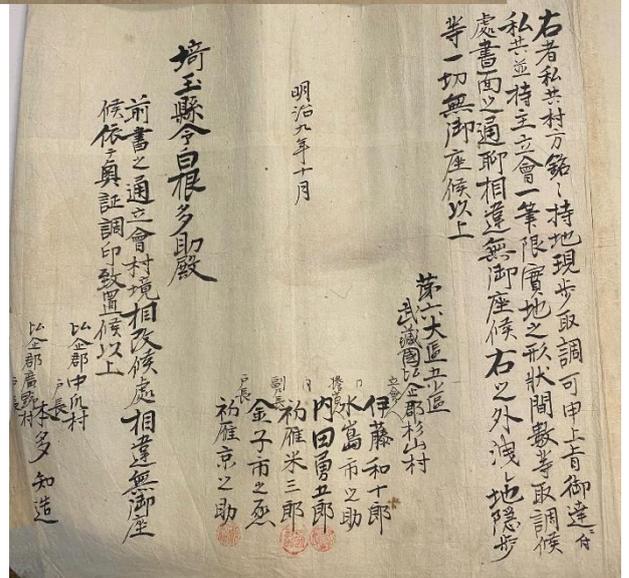


図 10-3. 大字杉山一筆限地図（字雁城部分図）

杉山城跡が位置している一番大きな筆は、山林表記である「○」の地目が記載されている。

図 10-4. 大字杉山一筆限地図（後書き、明治九年の記載がある）



第3節 史跡をとりまく環境

(1) 比企地域の定義

本計画では、関連地域として4城の主な範囲を占める地域の呼称として「比企地域」を用いる。なお、比企地域の範囲は東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町（川島町以下、小川町まで比企郡）、東秩父村（秩父郡）とする（図11）。この地域は生活文化、経済活動などの歴史的変遷において一体性・関連性が強い。

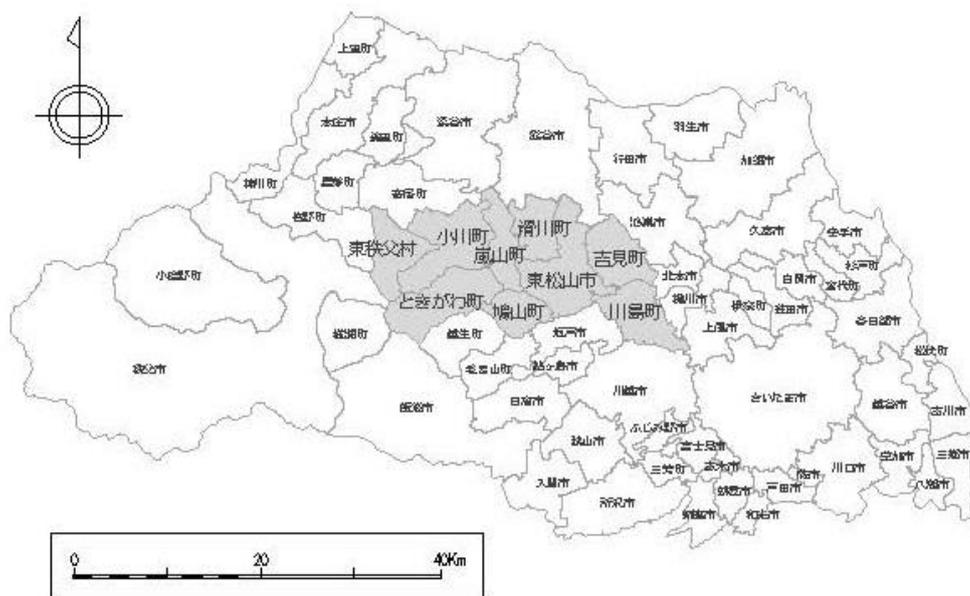


図 11. 比企地域の位置と範囲（埼玉県教育委員会（2024）より引用）

(2) 自然的環境

①地形・地質

比企地域の地勢は、西から順に山地帯、低山帯、台地・丘陵帯、低地帯と連なり、いわゆる西高東低で、山地帯に水源を持つ複数の河川が東に流れ、変化に富んだ地形である。嵐山町では、山地帯に分布する古生代・中生代の古い地層、丘陵帯に分布する新生代新第三紀の地層、台地帯に分布する第四紀の地層、低地帯の最も新しい川の地層の4つが見られ、地形に見られる特徴が示すように、南北で異なった傾向を示す。

杉山城跡がある嵐山町北部の比企丘陵は、外秩父山地の北東縁部から東に張り出した丘陵地帯で、大谷断層と奈良梨断層の間に、北側から明戸―楊井地域、滑川帯、及び高見―中爪帯の3つの地質帯が分布する。西側の丘陵帯は奈良梨断層周辺に荒川層の砂岩泥岩互層が見られ、粕川断層周辺には片麻岩による太郎丸深成変成岩類が、東側の比企丘陵主体部には海底火山の噴火により生成された凝灰岩や砂泥岩等による七郷層が分布する。杉山城跡の地質は、砂岩泥岩互層が主体の荒川層と粗粒砂岩を特徴とする小園層により形成されている。

これらの地質帯により構成される地形に市野川・粕川・滑川等の河川、湧水を起源とする大小様々な溜池からの細流によりやわらかい部分が削られ、複雑に入り組んだ小規模の谷が形成されている。水路沿いには谷津田が発達し、丘陵上には雑木林やスギ・ヒノキ林を主体とした二次林が広がっている。

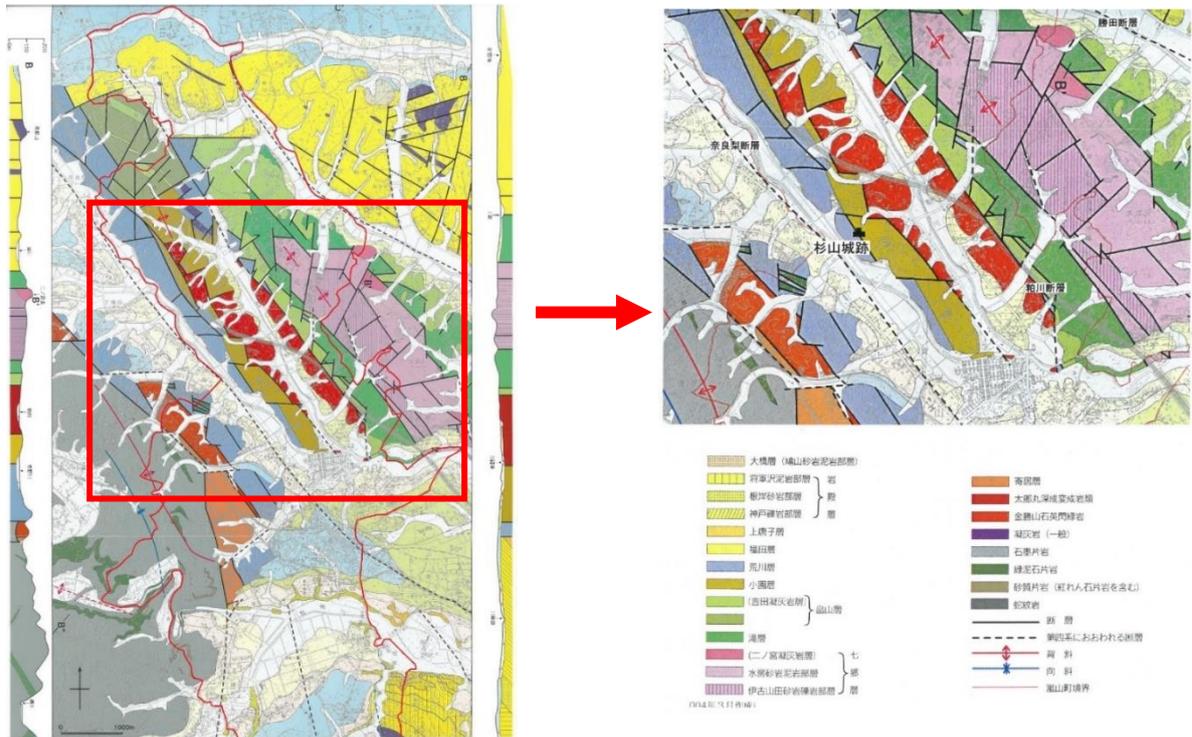


図 12. 嵐山町及び杉山城跡の周辺地域の表層地質図

また、町南部地域のうち西側の低山地と槻川の流れが生み出す嵐山溪谷は、三波川結晶片岩の分布東端に位置しており、主に緑泥石片岩(青石)による岩畳が見られる。東側の菅谷台地はローム層に覆われ、その南側では都幾川と槻川が二瀬(ふたせ)で合流し、関東平野へと流れ込む段階で地面を削ってつくった河岸段丘が発達している。

②植生

比企地域の植生は山地帯ではスギ・ヒノキ等の針葉樹林とコナラを主体とした雑木林が大半を占め、台地・丘陵帯から平地帯にかけての平坦な地形では水田・畑地が広がるが、都心部に近づくにつれ幹線道路沿いに市街が形成され植生は少なくなる。種類の構成としては、山地帯の環境を好む種から平地帯の環境を好む種まで幅広く分布し、多様な植物相が形成されている。嵐山町周辺の植生は土地利用の状況により大きく分けて山林、原野(草地)、湿地(湿生群落)等に区別されるが、山林にはコナラ等の落葉広葉樹を主体とした雑木林、スギ・ヒノキ等の針葉樹林、モウソウチク、マダケ等の竹林、アラカシやスダジイ等の常緑広葉樹を主体とした照葉樹林等がある。山林は丘陵地の尾根沿いや低山地の山肌に見られ、町全体として広く分布している。原野については河川沿いに広く分布するほか、耕作放棄地となった畑にも見られる。ススキやチガヤが主であるが、近年ではオオブタクサやセイタカアワダチソウ等の外来植物の進出が激しい傾向にある。湿地は溜池や耕作放棄地となった水田に見られ、ヨシやオギ、ヒメガマ、スゲ類等の群落にヤナギ類、ハンノキ等の低木が混ざることが多いが、イネを栽培する水田もこれに含まれる。

杉山城跡の位置する比企丘陵では、雑木林とスギ・ヒノキ林、竹林が主であり、谷津田では水稻栽培が行われている。杉山城跡の平成 20(2008)年 3 月の国指定を受けて実施された現況調査において、史跡指定地の山林を対象とした植生調査が平成 20(2008)年 12 月から平成 21(2009)年 2 月にかけて実施された。調査方法は現地調査においてフロラ調査、植生調査、植生断面調査、大径木調査及び毎木調査を実施し、このほかに現地調査を補完するため当該地に生育する植物に詳しい有識者

からの聞き取り調査及び文献調査を実施した。これらの調査の結果、杉山城跡とその周辺地域からは埼玉県丘陵地を代表する 74 科 183 種の維管束植物の生息を確認した。分類群ごとの種数構成は表 5 のとおりである。

表 5. 杉山城跡において確認された維管束植物の科・種数構成

区分			秋季		
			科数	種数	
シダ植物			7	10	
種子植物	裸子植物		3	3	
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	39	88
			合弁花類	16	54
	単子葉植物		9	28	
合計			74	183	

【杉山城跡の植生概要】

- ・杉山城跡の植生は 4 タイプ(1. コナラーアズマネザサ林、2. コナラーヒサカキ林、3. スギ林、4. 竹林)がモザイク状に分布する。これらは過去に薪炭林として利用された雑木林、用材生産のために人工的に植林されたスギ林等であり、様々な管理体制を反映して成立したと考えられ、モザイク状の配列により生物の「種の多様性」が維持されている。また、本郭を中心とする堀・土塁で囲われた郭の部分では竹林の伐採が進み、現在では原野(草地)となっている。
- ・大径木調査では、モミの大径木(胸高直径 68cm と 53cm の 2 本)が確認された。

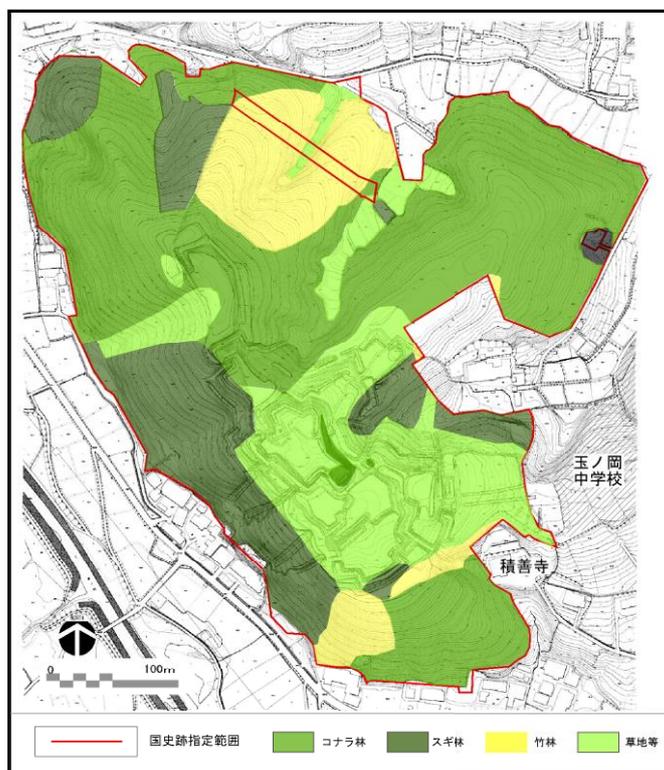


図 13. 杉山城跡の植生区分

③動物

比企地域の動物相は植物と同様に、山地帯の環境を好む種から平地帯を好む種まで幅広い多様な動物相が見られる。杉山城跡のある嵐山町では、1990年代に嵐山町教育委員会が博物誌編さん事業において実施した調査結果(嵐山町, 2003)において約2,300種の動物・昆虫が確認されており、その後も多くの種が追加記録されていることを踏まえ、実際にはこれ以上の種が生息しているものと考えられる。最も種類数が多く生息しているものは昆虫類のうち甲虫類であり、動物全体の4割以上を占めている。

杉山城跡とその周辺には里山の動物・昆虫が多く生息し、これらを代表する種として「国蝶・オオムラサキ(昆虫綱・チョウ目)」が挙げられる。沢沿いの雑木林に限って生息する希少種で、埼玉県内では雑木林を主体とする森林環境が都市部においては消失していることからこれらの地域ではすでに絶滅しており、嵐山町付近でも絶滅が危惧される状態である。このため町民のボランティアを中心に、昭和50年代後半より町ぐるみで本種の生息環境の保全活動が行われている。

このほか、杉山城跡ではホンドキツネ(哺乳類)やオオタカ(鳥類)、トウキョウサンショウウオ(両生類)、昆虫類ではクツワムシ(バッタ目)やミヤマセセリ(チョウ目)、ウラナミアカシジミ(チョウ目)等の希少種も多く確認されている。トウキョウサンショウウオは井戸跡の水たまりに早春になると卵のうを産み落とし、バナナ形の卵のうをたくさん見かける。本種は東京都などでは絶滅寸前の状況であり、杉山城跡は貴重な生息地の一つである。また、本郭とその周囲の草地にはキュウシュノウサギが生息し、それらを狙ったホンドキツネが土塁に巣穴を営巣する被害が出ている箇所もある。希少種ではあるが、遺跡保存への影響を考えると営巣への対策を講じる必要性がある。

④気候

杉山城跡を取り巻く比企丘陵の気候は、隣接する熊谷市が日本一暑いまちとして知られるように、夏は外気温が摂氏40度を超え、雷の発生が多くゲリラ豪雨に見舞われることが多い一方で、冬は「からっ風」と呼ばれる北西の季節風が強く吹き、晴天が続く乾燥し、秩父山地の気候も影響し冷え込みが強く、朝方の気温は摂氏マイナス10度近くまで下がることもある。年平均気温は摂氏15.4度、年間降水量は1305.8mmで、梅雨の6~7月と秋の9~10月は雨が多いのが特徴である。

⑤景観

杉山城跡とその周辺は、西側を市野川が、東側を市野川の支流である粕川が、いずれも北西部から南東部方向に流れ、杉山地区の南端で合流しており、この間を標高100メートル前後の丘陵尾根が続いている。尾根は雑木林、スギ・ヒノキ林、竹林に覆われ、谷間との傾斜は急傾斜が多い。南西側には外秩父山地の東端に位置する遠ノ平山(標高198.4メートル)がそびえる。市野川沿いには水田が広がり、川に沿って西側に鎌倉街道上道が通過しており、山裾には集落が点在する。粕川沿いの谷津は丘陵地に深く複雑に入り込み、谷の最深部には溜池が配置され、その下流部には水田が広がる。

表 6. 杉山城跡周辺の気象値（2023年の気温、降水量、風、雪、日照）（熊谷地方気象台 HP より）

